

池田・府市合同庁舎清掃業務委託落札者決定基準

評価項目			評価点	評価内容	配点方法	確認方法								
技術的評価	価格評価		50点	契約の適正な履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定し、入札額を評価	価格評価点は、予定価格以下の金額で入札を行った者に対して、次に規定する方法で算出する。 ① 低入札基準価格と同額で入札を行った者の評価点は、最高点（50点）とする。 ② 予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格とする。 ③ 低入札基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札基準価格を当該入札額で除して補正率を算出（小数点第3位未満切捨）し、価格評価点の最高点（50点）に当該補正率を乗じて価格評価点を算出（小数点未満切捨）する。 ④ 低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者の価格評価点は、当該入札金額を低入札基準価格で除して補正率を算出（小数点第3位未満切捨）し、価格評価点の最高点（50点）に当該補正率を乗じて価格評価点を算出（小数点未満切捨）する。	入札書								
	研修体制		4点	研修の実施状況・計画を評価 実施内容＝2点 計画内容＝2点	① 研修実施報告書により、過去1年間（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の研修実施状況を評価する。＝2点（警備業法に基づく法定研修は除く。） ② 研修実施計画書により、研修内容を評価する。 契約日から令和9年3月31日までに実施予定の研修の実施を評価する。＝2点	研修実施報告書（様式11） 研修実施計画書（様式12）								
	業務実績		2点	過去における業務実績を評価＝2点	令和5年4月1日以降に履行が完了し、又は今後履行が完了する予定である建物清掃業務を含む業務委託契約の実績を評価する。 1 契約における契約金額が（年額）4,000万円以上の契約実績が1件＝1点 1 契約における契約金額が（年額）4,000万円以上の契約実績が2件以上＝2点	契約履行証明書（様式6） 契約書の写し								
	履行体制		6点	作業計画・作業員の配置状況・作業員の資格や経験を評価 作業計画内容＝2点 配置計画内容＝2点 配置予定作業員の資格・経験＝2点	日常清掃業務・定期清掃業務の作業計画及び作業員の配置状況、作業員の資格や経験を評価する。 ① 作業計画表により、仕様書に即した作業計画内容を評価＝2点 ② 作業員配置計画書により、作業員配置計画を評価＝2点 ③ 配置予定作業員の資格・経験一覧により、配置予定作業員の保有する資格・経験を評価する。 (1) 配置予定者数のうち、清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者又はビルクリーニング技能士の資格保有者が2名以上＝1点 (2) 配置予定者数のうち、施設清掃経験が令和5年4月1日から令和8年6月30日の間において2年以上ある者が半数以上＝1点	日常清掃・定期清掃業務作業計画表 清掃業務作業員配置計画書 配置予定作業員の資格・経験一覧（様式13）								
	品質保証		2点	品質ISO取得状況・苦情処理体制を評価 品質ISO取得者＝1点 苦情処理要領（マニュアル）＝1点	① 品質保証への取組状況（品質ISO9001認証取得）を評価する。 品質ISO9001登録＝1点 ② 苦情処理要領の整備状況を評価する。 苦情処理要領の内容＝1点	品質ISO9001登録証 苦情処理要領								
4点			自主検査体制の整備状況・方法を評価 自主検査規定＝2点 計画書＝2点	自主検査体制の整備状況・当該業務における自主検査体制の方法を評価する。 ① 自主検査内容（規定）を評価＝2点 ② 当該業務における自主検査体制計画書の内容を評価＝2点	自主検査体制に関する規定等 自主検査体制計画書									
公共性評価	福祉性	障がい者の雇用	8点	知的障がい者の雇用などについての提案を評価＝5点 知的障がい者の雇用実現のための支援体制の整備状況を評価＝3点	①知的障がい者を雇用するなど下記の事項につき、応諾し、又は充足する提案を評価する。 (1) 当該業務の清掃現場において、知的障がい者1人を雇用することに応諾する。＝1点 (2) 当該業務の清掃現場において、知的障がい者1人を雇用し、現に当該清掃施設の清掃業務に従事している知的障がい者1人をもって充てることなどに応諾する。＝3点 (3) 当該業務の清掃現場において、知的障がい者2人を雇用し、現に当該清掃施設の清掃業務に従事している知的障がい者2人をもって充てることなどに応諾する。＝5点 ※当該清掃施設の清掃業務には、知的障がい者が2人従事している。 ②知的障がい者の雇用を実現するための支援体制の整備状況を評価する。 ① 知的障がい者の雇用提案＝5点 ② 知的障がい者の雇用を実現するための支援体制の整備＝3点 専任支援者の配置、就業支援、通勤時のサポート体制	雇用等に関する応諾書（様式14） 就業支援企画書（様式15） 知的障がい者の確認は療育手帳の写し								
		障がい者の雇用率	4点	障がい者の雇用率を評価 雇用率＝1～4点	障がい者の雇用率（法定雇用率＝2.70%） ① 障がい者雇用率 <table><tr><th>雇用率</th><th>配点</th></tr><tr><td>10.00%以上</td><td>4点</td></tr><tr><td>7.00%～9.99%</td><td>3点</td></tr><tr><td>5.00%～6.99%</td><td>2点</td></tr><tr><td>2.70%～4.99%</td><td>1点</td></tr></table>	雇用率	配点	10.00%以上	4点	7.00%～9.99%	3点	5.00%～6.99%	2点	2.70%～4.99%
雇用率	配点													
10.00%以上	4点													
7.00%～9.99%	3点													
5.00%～6.99%	2点													
2.70%～4.99%	1点													

			就職困難者の新規雇用予定者数・雇用実績を評価 新規雇用1人＝2点 〃 2人＝3点 継続雇用1人＝2点 〃 2人＝3点 〃 3人以上＝4点	① 就職困難者の新規雇用予定者数を評価する。（ただし、「障がい者の雇用」で知的障がい者の新規雇用を予定している場合、「就職困難者の雇用」には含まない。） ② 就職困難者の雇用実績を評価する。 （令和3年4月1日以降に雇用し、令和8年7月1日現在、雇用を継続している者） 就職困難者とは池田市内の就労支援事業相談窓口等の就労支援機関に就労の支援（登録・相談）を受けている者。 池田市内の就労支援事業相談窓口等 （例） 1. しごと相談・支援センター 市民活動交流センター内 （池田市新町1番8号 TEL072-751-0574） 2. 池田市母子寡婦福祉会 池田市役所高齢・福祉総務課内 （池田市城南1丁目1番1号 TEL072-754-6250） 3. 豊能北障害者就業・生活支援センター（箕面市・池田市・豊能町・能勢町） （箕面市稲1丁目11番2号 TEL072-723-3818）	就職困難者雇用計画書（様式17） 就職困難者雇用実績報告書（様式18）
男女共同参画への配慮	女性の活躍推進への取組	2点	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定又は一般事業主行動計画の策定を評価	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定又は一般事業主行動計画の策定を評価する。 ① 常時雇用する労働者数が101人以上の企業の場合 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定（えるぼし認定）を受けている ＝2点 ② 常時雇用する労働者数が100人以下の企業の場合 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣（労働局）にその旨を届け出ている ＝2点 ※いずれも該当しない場合は評価を行わない。	男女共同参画への配慮に関する報告書（様式19） ①については認定通知書の写し ②については厚生労働大臣（労働局）に届出した書類で受付印のある書面の写し
	仕事と子育ての両立への取組	2点	「次世代育成支援対策推進法」に基づく、従業員の仕事と子育てに関する認定又は一般事業主行動計画の策定を評価	次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員の仕事と子育てに関する認定又は一般事業主行動計画の策定を評価する。 ① 常時雇用する労働者数が101人以上の企業の場合 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定（くるみん認定等）を受けている ＝2点 ② 常時雇用する労働者数が100人以下の企業の場合 「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣（労働局）にその旨を届け出ている ＝2点 ※いずれも該当しない場合は評価を行わない。	男女共同参画への配慮に関する報告書（様式19） ①については認定通知書の写し ②については厚生労働大臣（労働局）に届出した書類で受付印のある書面の写し
	ハラスメントの防止への取組	2点	ハラスメント（セクシュアル、パワー、ジェンダー等）防止に関する取組を評価	ハラスメント防止に関する取組を評価する。 ① 令和7年度社員対象のハラスメント防止に関する研修の実施 ② 相談窓口の設置 ③ 苦情処理委員会等の苦情処理に対する組織体制 以上全て満たしていれば2点 2項目を満たしていれば1点 ※いずれも該当しない場合は評価を行わない。	男女共同参画への配慮に関する報告書（様式19） ハラスメントの防止に関する社内規定、取組がわかる書類等（任意様式）
環境性	環境問題への取組	2点	環境問題への取組を評価 環境マネジメントシステム認証取得者＝2点	環境問題への取組状況（環境マネジメントシステム認証取得）を評価する。 ① 環境マネジメントシステム認証取得＝2点 ※環境マネジメントシステム認証とは、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ認証をいう。	各種登録証
		2点	再生品の使用状況を評価	再生品の使用状況を評価する。 大阪府認定リサイクル製品・エコマーク商品・PETボトルリサイクル推奨マーク商品使用状況 （作業に使用する資機材、作業服は評価対象になるが、報告書等に使用する紙類等の事務用品や単に個々で使用する資機材については評価の対象とはならない。） ① 10品目以上使用＝2点 ② 5品目以上10品目未満使用＝1点	資機材等再生品使用状況報告書（様式20）
地域性	地域社会への貢献	3点	営業拠点の所在地 災害時の協力実績、地域活動・ボランティア活動実績を評価	① 営業拠点の所在地を評価する。 市内に営業拠点がある場合＝2点 ② 災害時における協力実績、地域活動・ボランティア活動の実績を評価する。（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで） 協力、地域活動実績＝1点	地理的要件・地域活動報告書（様式21）
合計	計	100点			